

建設業を営むお客様へ ～法令改正のお知らせ～

改正

その1. 建設業の許可業種に解体工事業が新設されます！

現在の業種区分では、土木工事業から清掃施設工事業までの28業種あり、現行では『とび・土工工事業』に含まれていた「工作物の解体」を独立させ、建設業許可に係る業種区分として、新たに『解体工事業』が追加されます。

したがって、平成28年6月1日以降は、解体工事業を営む者については、原則『解体工事業』の許可が必要になります。

ただし、平成28年6月1日時点で既に『とび・土工工事業』の許可で解体工事業を営んでいる建設業者については、経過措置が設けられ、平成31年5月31日までの3年間は、引き続き『とび・土工工事業』の許可を有している限り、『解体工事業』の許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができます。

◇ 解体工事業の技術者資格はどうなるの？

解体工事業の技術者資格は、以下の資格になります。

特定の許可要件
一般の許可要件

- ◎ 1級土木施工管理技士
- ◎ 1級建築施工管理技士
- ◎ 技術士（建設部門、総合技術管理部門（建設））
- ◎ 下記○に該当する資格を持つ者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事業に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
- 2級土木施工管理技士（土木）
- 2級建築施工管理技士（建築、躯体）
- とび技能士（1級、2級） ※2級の場合は、合格後3年以上の実務経験が必要
- 解体工事施工技士
- 解体工事に関し大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者

改正

その2. 配置技術者における請負金額要件が緩和されます！

現行では、特定建設業の許可および監理技術者の配置が必要になるのは、下請契約の請負金額の合計が3,000万円以上（建築一式は4,500万円以上）の場合ですが、消費税率の引き上げや物価の上昇などの社会経済情勢の変化を踏まえて、平成28年6月1日より、4,000万円以上（建築一式は6,000万円以上）に要件緩和されます。

また、現場ごとに専任で技術者を配置することが必要になるのは、工事の請負金額が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）である場合ですが、こちらも平成28年6月1日より、3,500万円以上（建築一式は7,000万円以上）に要件緩和されます。

	現行	改正後
特定建設業許可＋ 監理技術者の配置	3,000万円 (建築一式は4,500万円)	4,000万円 (建築一式は6,000万円)
専任の技術者配置	2,500万円 (建築一式は5,000万円)	3,500万円 (建築一式は7,000万円)

※金額は、すべて税込です。